

(案) パブリックコメント意見とご意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例施行規則の改正について)

【番号1】対象事業の規模要件

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
<p>(1) 条例による第2種事業の下限規模をもっと小さくすることが必要と考えている。第2種事業では、15,000kW以上の事業規模を対象としていただきたい。</p> <p>(2) 広く住民意見を聞いてアセスの必要性についての判断ができるように、第2種事業の規模要件を下げよう検討いただきたい。</p> <p>(3) 第1種事業を10,000kW以上、第2種事業は5,000kW～10,000kWと下げらるべきである。</p>	<p>環境影響評価法（以下、「法」という。）では、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」について環境影響評価を行うものとして定められておりまます。</p> <p>徳島県環境影響評価条例（以下、「条例」という。）は、法を補完する形で制定しており、その規模は、法の規定の50%から75%を対象事業としております。</p> <p>なお、条例の対象とならない事業については、現在国が策定中であるガイドラインにより自主的に簡易な取組みを行うこととされておりまます。</p>

(案) パブリックコメント意見とご意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例施行規則の改正について)

【番号2】条例対象規模未満の事業

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
<p>(1) 規模要件に満たないもので他法律、条例の規制対象となるものについては、アセスの趣旨を踏まえ、ガイドライン等を示し、自主的な簡易アセスなどにより環境面でのチェックが十分に行えるよう指導されたい。</p> <p>(2) 条例の対象ともならないような小規模の事業についても、環境への影響度合いを勘案し、一定の場合、ガイドライン等による自主的な取組を促進することも必要と考えられる。</p> <p>(3) 徳島県の溜池リストには400余りが登録されているので、事業規模に関わらず溜池を利用する場合はあらかじめ県へ報告するよう仕組む必要があると思ふ。</p>	<p>条例の対象とならない小規模な事業については、自主的な取組みが行われるよう、現在、国において簡易ガイドラインを策定しており、このガイドラインを活用することにより適切に環境配慮が講じられると考える。また、ガイドラインにより環境配慮が講じられると考える。</p>

(案) パブリックコメント意見とご意見に対する県の考え方の
(徳島県環境影響評価条例施行規則の改正について)

【番号3】環境影響評価項目（用地の広さ）

<p>ご意見の概要</p>	<p>ご意見に対する県の考え方</p>
<p>環境影響評価時において用地の広さを考慮することが必要になると考えます。</p>	<p>は、近年、太陽光発電の促進に伴い森林伐採、景観への影響等の問題が生じ事例が増加してきているため、やめようものです。環境影響評価時においては、用地の広さや場所等の地域特性にも考慮することが必要と考えております。</p>

【番号4】環境影響評価項目（日陰）

<p>ご意見の概要</p>	<p>ご意見に対する県の考え方</p>
<p>(1) パネルの下が日陰になってしまいたい。 無いか、お教えいただきたい。 (2) 溜池を利用した太陽光パネルの設置について、阿讃山麓の溜池には生育に適している場所が少ない。太陽光パネルの設置にも適している場所が少ない。水面を絶滅させるし、そこを利用している野鳥にも悪い影響がある。</p>	<p>各事業による評価項目にかかる環境への影響について、環境影響評価の手続きの中で事業者が評価することとはなっておりません。</p>

【番号5】近隣住民の意見

<p>ご意見の概要</p>	<p>ご意見に対する県の考え方</p>
<p>環境影響評価時の近隣住民の合理的な意見や要望にも、事業地の近隣住民の合理的な意見や要望に配慮することが必要と考えます。</p>	<p>環境影響評価の結果を公表して、住民の意見を聞き、事業者が環境影響の調査、予測及び計画を環境保全の観点から、より良い事業計画として実施することにより、より良い事業計画を実施することとなります。</p>

(案) パブリックコメント意見とご意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例施行規則の改正について)

【番号6】 その他

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
<p>第1種事業、第2種事業のいずれの場合においても、発電設備の大きさに関わらず、区域内の80%の森林を連続した状態で残す。国立公園、国定公園、県立自然公園などの自然環境保全地域、およびその周辺地域全体50haをバッファゾーンとし、それらの地域においては、大規模太陽光発電施設の設置は認めない。との内容を改正につけ加える。</p>	<p>環境影響評価とは、規制するのが目的ではなく、事業者が環境影響の調査、予測及び評価を行い、その結果について住民や県等の意見を考慮し、より良い事業計画を作り上げていく制度です。 なお、森林に設置する場合は、国立公園、国定公園、県立自然公園等に設置する場合は、別途関係法令等の手続きが必要となっております。</p>

【番号7】 その他

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
<p>地域環境保全と地球環境保全・地域循環共生圏の構築を両立させるための健全な環境と調和した地形・地滑・立地・例えれば、小規模太陽光発電所を踏まえて、環境影響が小さいことや簡素な手続も考慮すべきことなど思われる。</p>	<p>法で規定する第1種事業(40,000kw以上)は約100haとされ、平地においては法の75%と規定することから、約75haとなり、平地においては法の75%と規定することから、約75haとなり、環境影響評価を実施する必要があると考えられます。また、第2種事業(20,000～30,000kw)については、スクリューポンプを用いた掘削工事を行う場合、環境影響評価の手続きが必要かどうか判定を行う一方、環境影響評価では、地域特性等を考慮し、事業者が評価されることとなっており、環境影響が小さいことと可能となっており、評価対象外とさせていただきます。</p>

(案) パブリックコメント意見とご意見に対する県の考え方
(徳島県環境影響評価条例施行規則の改正について)

【番号8】 その他

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
<p>(1) 対象とする太陽電池発電所の規模は、発電容量のまま事業用地の広さ、あるいはこれら両方で規定することを考へますが、改正(案)の発電容量で規定するのが適当と考へます。</p> <p>(2) 太陽電池発電所の新設事業に対して環境影響審査の対象とする条例施行規則の一部改正に賛成します。</p> <p>(3) 今回の県条例施行規則の一部改正(案)は、これを受け、環境影響評価法の対象要件を補充する形で、県条例においてより小規模の事業も対象とするものである。「地域環境の保全」の観点から改正が望ま</p>	<p>今回の改正の趣旨をご理解いただき、ありがとうございます。今後とも、制度の適正な運用に努めてまいります。</p>